

「教育職員免許法等の改正の方向について」に関する意見募集の実施について

平成19年2月22日

初等中等教育企画課

中央教育審議会では、改正教育基本法、中央教育審議会答申及び教育再生会議第一次報告などを踏まえ、優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するために、教育職員免許法等の改正について検討しています。

この改正の方向について、各方面の方々のご意見を頂き、今後の審議の参考にさせていただきたいと思っておりますので、本件に関し、意見募集を実施いたします。

ご意見等がございましたら、下記の要領にてご提出ください。なお、これらの資料の内容については、中央教育審議会で審議中のものです。

【1. 具体的内容】

別添参照

【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・電子メール（電話による意見の受付はしておりません。ご了承ください）

(2) 提出期限 平成19年2月28日（水）

(3) あて先

住 所：〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室 宛

電子メール：syokyo@mext.go.jp（判別のため、件名は、「教育職員免許法等の改正の方向についてへの意見」としてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文にご意見をお書きください。）

【3. 意見の提出様式】

「教育職員免許法等の改正の方向についてへの意見」

- ・ 氏名
- ・ 性別、年齢
- ・ 職業（在学中の場合は「高校生」、「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 意見

複数の論点についてご意見をいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。

（1枚1意見、1メール1意見としてください）

【4. 備考】

ご意見に対して個別には回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

ご意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

（初等中等教育局初等中等教育企画課）